

官報

号外
平成二十三年八月三日

○第七十七回 参議院會議録第三十号

平成二十三年八月三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

平成二十三年八月三日

午前十時開議

第一 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
第二 原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより會議を開きます。

日程第一 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長田中直紀君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田中直紀君登壇、拍手〕

○田中直紀君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を平成二十三年十二月三十一日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君から趣旨説明を聴取した後、片山総務大臣等に対し、被災地における選挙の再延期が必要な理由、早期の選挙執行に向けた支援策、避難住民の居住実態と選挙権行使の在り方、選挙管理委員会ホームページへの選挙公報の掲載等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
投票の結果を報告いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第二 原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力損害の賠償に関する法律の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が同法の賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子力施設の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ることを目的とする法人として、原子力損害賠償支援機構を設立しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、これまで原子力政策を推進してきた国の社会的責任を明記し、国は、機構がその目的を達することができるよう万全の措置を講ずるものとする、機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しに加え、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければなら

ないとする、政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加え、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずること等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、被害者への迅速かつ適切な賠償の実施と具体的な賠償方法、衆議院における修正によつて国の社会的責任を明文化した意義とその具体的内容、立法過程における議論を踏まえた原子力損害の賠償に関する法律の見直しの必要性、東京電力による仮払いの現状及び仮払いの評価、本法律案と仮払い法との関係及び仮払い法の施行に向けた準備状況等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、みんなの党を代表して松田委員より、原子力事業者が債務超過に陥った場合に、電力再生委員会が特別公的管理の開始を決定すること等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、内閣としては修正案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して小熊委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党を代表して上野委員より原案に賛

成、修正案に反対、日本共産党を代表して山下委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市委員より、それぞれ原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。松田公太君。

(松田公太君登壇、拍手)

○松田公太君 みんなの党 松田公太です。

私は、みんなの党を代表して、原子力損害賠償支援機構法案に反対の討論を行います。

私が国会議員になってから一年がたちますが、たつた一年の間で政府・民主党が作成した場当たり的な先見性のない政策や法案を数多く目の当たりにしてきました。しかし、今回のこの原子力損害賠償支援機構法案は、その中でも最も愚策で、満身創痍の日本を誤った方向に導く危険な法案の一つだと言わざるを得ません。

なぜ、この法案がそれほどまでに間違っているか。良識ある議員の皆さんでしたら既にお気づきだと思いますが、この場をお借りして申し述べたいと思います。

まず第一に、この法案は、資本主義の理念と原則を踏みにじるものだからです。

私は、六月十四日に閣議決定されたこの法案を読んだ瞬間に背筋が凍る思いをしました。資本主義社会では、失敗をした者が責任を取るというのがルールです。しかし、この法案は、失敗をした東京電力や利害関係者が特別扱いの救済を受け、そのツケを罪のない国民に回すというものです。私の周りの多くの経営者は、このような法案が

一気呵成に可決されてしまう日本の将来に非常に憂慮しております。自分や家族が路頭に迷うかもしれないリスクを取りながら、決められたルールの中で経営をすること、それがいかに大変なことか、菅総理はお分かりになりますでしょうか。簡単に債務超過にさせない、しなないと言ってしまうような方には理解は難しいでしょう。

資本主義の原則を大切だと思っていないから、このような法案を安易に作ってしまう。だから、この国にはベンチャー企業が増えないのです。起業家が輩出されないのです。新規の企業が生まれ、増えないということは、国の経済に未来がないということことです。普通の感覚を持った経営者は、これでは残念ながらどんどんと海外へ出ていつてしまおうでしょう。本法案に賛成の方々は、この瞬間は気付かないかもしれませんが、このような考え方が長期的に日本経済を衰退の道へと導いていくことを認識していただきたいと思えます。

第二に、法治国家として本来取るべき道は東京電力の破綻処理ですが、それを明確な理由なしに回避していることです。それを回避する理由として、政府や修正案提出者は様々な言い訳を考えておられました。どれもこれも詭弁で国民の目を欺くものばかりです。

例えば、東電を破綻させると安定的な電力の供給に支障が生じるというものの、これは全く理由になりません。事業者の法的整理は、完全に見捨てられない限り事業の停止を意味しません。政府が電力供給に責任を持ち、運転資金を融通するなどの策を講じれば支障は生じないはず。会社更生手続をした日本航空も一時は同様の指摘がありました。サビスは継続されました。

そして、会社更生法を適用すれば一般担保付社債よりも損害賠償債権が劣後するので被害者救済ができなくなるというものの、これも言い訳です。電力債には優先権が与えられていますが、国は

残った賠償債務について援助する責務があると原賠法にも書かれております。国が破綻処理のため一時国有化で誠実に対処する以上、被害者救済が怠ることはしないはず。それでは、なぜ一番透明性があつて分かりやすく公平な法的整理を選ばないのか。

私は、四月十四日の経済産業委員会海江田大臣に、東電は破綻処理をし、一時国有化するべきではないかと質問をさせていただきました。そのときの最初のお答えが、九十三万人の株主の権利を守らなくてはならないということでした。私は、海江田大臣が本心でそう考えるとは思えません。とつさに官僚が準備した答弁だったのかもしれない。そのようなときにこそ政府が間違つた思想に毒されている状況がはつきり見えると思えます。

御存じのことだと思いますが、株を購入する人や法人は、株価が上がった場合や配当金が出る場合の受益を期待して購入するのです。その代わり、下がったときの紙くずになつてしまつたりする可能性も引き受けてははいけません。なのに、東京電力という巨大な利権を持つ特別な会社の株主や経営者だけは優先的に守りましようという発想がおかし過ぎるのです。全くフェアじゃないんです。何事にもぶれまくっている菅内閣が、東京電力のステークホルダーを守るということに閉してだけは終始一貫し、法的整理という道を回避し続けてきたのです。

自民党や公明党と作成してきた修正案も、表面は耳触りの良いことを記載し、結局は改悪そのものでしかありません。国の責任を明記できたことは良いことだと修正案提出者は繰り返しますが、国の責任といつても菅総理や海江田大臣が責任を取って支払うわけではありません。逆に、それによって税金の直接投入規定が追加されるなど、無制限の国民負担が法的に担保されたことになり。なぜ、東京電力のステークホルダーが

守られ、国民が無責任を負うことになるのでしょうか。とても理解に苦しみます。

また、見直し規定により、将来は様々な可能性を検討するとしていますが、破綻処理をするなら今するしかありません。本法案による救済スキームが一旦動き出してしまえば、後戻りができなくなるのは明らかです。国民のお金が投入された後に破綻処理をということになれば、そのお金こそが優先担保付社債に劣後することになり、どぶに捨てるということになつてしまふからです。

そもそも、現在、既に債務超過が間違いないと言われている中で段階ステップを経る必要がどこにあるのでしょうか。将来的に破綻処理をするならば、今実施した方が問題を最小限に抑えることができ、最も公正なはず。やはり、このスキームが一旦動き出してしまえば誰も止められなくなることを知つての、その場しのぎの机上の空論でしかありません。

そして第三に、この法案が成立すると、日本のエネルギー政策はより良い未来に向かって進めなくなつてしまいます。

このスキームが回り始めれば、東京電力は多額の特別負担金を毎年捻出することになります。この支払額は、東京電力が平常時に得る利益を試算ベースとしています。つまり、今後何十年にもわたり、東京電力は借金を返済するだけの会社になつてしまふのです。その返済のために発送電の分離をすることはできなくなつてしまふでしょう。また、東京電力救済のために負担金を強いられるほかの電力会社も、同じ理由で現状維持を保護されるようなものです。それによって、ますます地域独占は強固なものとなり、電力の自由化や菅総理の個人的な夢でもある脱原発は、はかない夢と終わつてしまふでしょう。

そして、国内における独占的なマーケットシェアに頼つた会社がどのような末路を迎えるかは、産業界の歴史を見ても分かります。新しい技術や

イノベーションに力を注ぐモチベーションは減り、徐々に衰退してしまうのです。それによって、今後の世界の潮流、先端技術として競争するべきスマートグリッドの開発や再生可能エネルギーは、他国に圧倒的な差を付けられることになってしまいうでしょう。借金だけを返す会社に優秀な人材が集まると思えません。日本経済の可能性を更につづめることになるのです。

さて、このようにマイナス面の多過ぎる本法案を少しでも改善しようと、みんなの党は東日本大震災復興特別委員会に修正案を提出しました。その最大のポイントは、東京電力を解体、破綻処理し、一時国有化するということです。それにより、数兆円の価値がある送電や配電設備等の売却が検討され、賠償原資を徹底的に捻出し、国民負担を最小限に抑えることができるのです。東電は、発電を中心とした新しい会社として復活することも可能になるでしょう。それがいかに健全なことか。また、働く社員にとっても夢が持てる会社になる可能性が高まるんです。

この新しい会社は、発電などが主力となるため、必死に再生可能エネルギーの開発にも力を入れるでしょう。何よりも、公平な競争の下で電力料金の値下げも促進されることになります。つまり、個人、法人を問わず、国民、使用者のメリットにもなるのです。日本における電力事業の本当の自由化の幕開けとなる修正案なのです。

残念ながら、みんなの党の修正案は否決されてしまいました。民主党、自民党の中にも、本音では我が党の修正案に賛同していたという議員が少なからずいたと思われま。いえ、むしろ、政府・民主党、自民党と公明党を中心に提出された法案に大きな疑問を感じていたのではないのでしょうか。

繰り返しますが、この法案によって、日本の法治国家、資本主義としての理念は踏みにじられ、原発事故によって大きなマイナスに落ち込

んでしまった日本のエネルギー事情も、プラスに転じるどころか、長期的にも更に悪化の道をたどることとなります。

ピンチをチャンスにする可能性が目前にあるのにそれをみすみす逃し、将来の可能性も潰してしまふ原子力損害賠償支援機構法案に心から反対の意を表明し、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 岩城光英君。

(岩城光英君登壇、拍手)

○岩城光英君 自由民主党の岩城光英です。ただいま議題となりました原子力損害賠償支援機構法案につきまして、自由民主党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

私の地元は福島ですが、この度の大震災及び原発事故に当たり、全国から、そして全世界から物心両面にわたり温かい御支援をいただいておりますことに對し、まずもって深く御礼を申し上げます。

その原発事故に関しては、事故自体の収束がいまだ見えておりません。さらには、被害者への対応、すなわち避難生活の解消、生活や事業の再建、子供の健康問題、地域のつながりの再生といった課題の解決が急務であります。その中で、本法案による賠償金の速やかな支払も重要な役割を果たすものであります。しかし、賠償に関する政府のこれまでの対応は、余りにも不十分で不誠実なものであります。本法案も、当初の政府案は、国に責任はないと聞き直り、全ての責任を東京電力に押し付けるといふ、何とも無責任なものであります。

また、野党五党が共同提出した迅速な被害者救済のための仮払い・基金法案に対しても、当初の本院での採決では、協議が調っていないといつて与党は反対したのであります。被害者の気持ちなど全く顧みない行動ではありませんか。しかるに、衆議院では修正協議の末、ほぼ野党案を丸の

みするという結果です。それなら、なぜ最初からそうしないのですか。被害者から見れば、本当に腹立たしい思いです。このような政府・与党の行動は復旧・復興を遅らせているだけだということが、どうして分からないのでしょうか。

被害者の救済は一刻を争っています。本当に困っている人たちが大勢待っています。最近では、事故当初に比べまして報道も減り、被災者の苦しみ忘れられつつあるのではないかと懸念も出てきています。本法案を速やかに成立させ、さきに成立した仮払い・基金法と併せ、一日でも早く必要とする全ての方々に賠償が行き渡るようにしなければなりません。

さて、本法案の内容ですが、まず、与野党の修正協議を受け、国の責任を明確化した点は評価できます。国は、賠償機構の目的達成のため、万全の措置を講ずるとされています。我が国は、これまで安全の確保を大前提として原子力利用を国策として推進してきたわけですから、当然、今回のような大事故が起きてしまったことについて、国の責任を正面から認め、受け止めるべきであります。

我々自民党も、長らく政権を担っていた党として真摯に対応すべきであると考えており、これまで国会の場でも繰り返し反省とおわびを表明してまいりました。こうしたことも踏まえ、現在、我が党では、政府に先駆けて我が国のエネルギー政策を根幹から見直し、再構築する作業を急ピッチで行っております。

一方、政府に目を転じると、閣内ですら全くまとまりを欠いている状態で、政府全体としてのエネルギー政策の理念や哲学が全く見えてまいりません。菅総理は脱原発依存という個人の考えを記者会見で表明したかと思えば、海江田大臣はそれを鴻毛より軽いとこき下ろす始末です。残念ながら、総理、海江田大臣、どちらの方にも我が国のエネルギー政策、原子力政策に責任を持つ立場と

しての自覚が全く感じられません。このような醜態を世にさらしておきながら国の責任などと言われても、むなししく聞こえるだけであります。被害者の心には全く響いてきません。本当に責任が取れる人間が我が国のエネルギー政策、原子力政策の立て直しを行えるよう、何よりもまず総理が辞任し、体制を刷新する必要があります。

続いて、各電力会社の負担金についてであります。我々自民党は、東京電力以外の電力各社についてはその負担金を今回の事故の賠償に充てるべきではないと主張してきました。与野党協議の結果、当初は他の電力会社の負担金も今回の賠償に充てることになりましたが、当然それは必要最小限であるべきです。また、法律の見直しの際には、この点も含め見直しが行われるべきと考えます。

電気料金は、今後、原子力発電の比率が低下し、化石燃料の比率が上昇せざるを得ないことを考えれば、値上がり避けられないでしょう。この状況に輪をかけて、今回の原発事故の賠償のための負担金が増え、今回の原発事故の賠償のため生活や我が国の産業に對して大きな影響が及ぶこととなります。特に被災地では、生活の再建や事業の再生のため血のにじむような苦勞をされている住民や企業が数多いのです。これらの方々の苦勞に追い打ちをかけるような大幅な電気料金の値上げが行われることがないよう、政府に強く求めます。

また、本法案の附則では、原子力損害賠償法の見直し、原子力損害賠償支援機構法の見直し、さらには原子力に関する法律の抜本的な見直しという三段階の措置が定められております。これらについては、政府に着実な実行を求めるとともに、我々も国会の場で厳しくチェックしてまいります。

いずれの見直しにおいても、被害者への迅速か

つ確実な賠償、電力の安定供給、日本経済の安定の三つの命題が満たされるよう、中長期的なビジョンに基づいた筋の通った見直しを行っていくことが肝要であります。もちろん、菅内閣ではなく、次の内閣においてこうした重要な作業をしつかりと行っていくことを求めます。

去る七月二十七日、全国都道府県議会議長会において、岩手、宮城、福島、福島の被災地三県の県議会議長が共同提案した菅総理に対する退陣決議が採択されました。決議では、菅総理が復旧・復興の足かせになっていると明記されています。

総理、あなたはこの場にいらつしやいませんが、被災地から、あなたは要らない、早く辞めてください、もつと言えは邪魔だとはつきり言われてどんな気持ちでしょうか。被災地の意に反して総理の座にしがみついておりますながら、復旧・復興に全力を上げるなどとなぜ言えるのでしょうか。あなたの言う全力とは全く無力の略だということは、これまでの実績が証明しているではありませんか。現実を直視し、被災地の声に耳を傾ければ、辞任以外の選択肢はないことは、総理、あなたには分かるはずですよ。

さらには、外国人献金に絡む政治資金規正法違反や北朝鮮との二元外交など、我が国の総理としての基本的な資質さえ疑われるような疑惑が次々と浮上してきております。

このような国家的危機に当たり、菅総理にはこの国を導いていくだけの資質も能力も人望も全く欠けていることは明らかであります。これ以上、菅総理、あなたによる人災がひどくならないうちに、この国のために、被災地のために辞任なさってください。

そして、この議場の皆様、復旧・復興の足かせが取り除かれたならば、我が国が復旧・復興に向けて一致団結できる体制を与野党を超えて共につくっていくことではありませんか。

このことを呼びかけまして、私の討論を終わります。

ます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百十四

反対

二十一

よつて、本案は多数をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君
副議長 尾辻 秀久君

議員

竹谷とし子君 石川 博崇君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
山本 博司君 秋野 公造君
山内 徳信君 森田 高君
白見庄三郎君 長沢 広明君
横山 信一君 又市 征治君

有田 芳生君	金子 洋一君	広野ただし君	郡司 彰君
浜田 昌良君	谷合 正明君	平田 健二君	奥石 東君
山本 香苗君	福島みずほ君	羽田雄一郎君	加藤 敏幸君
大久保潔重君	米長 晴信君	小川 敏夫君	長浜 博行君
行田 邦子君	西田 実仁君	小川 勝也君	直嶋 正行君
加藤 修一君	渡辺 孝男君	大野 元裕君	長谷川大紋君
藤谷 光信君	松野 信夫君	浜田 和幸君	難波 奨二君
川上 義博君	室井 邦彦君	江崎 孝君	糸数 慶子君
林 久美子君	魚住裕一郎君	中西 祐介君	松浦 大悟君
松 あきら君	荒木 清寛君	中谷 智司君	植松恵美子君
小林 正夫君	大石 尚子君	舟山 康江君	風間 直樹君
今野 東君	中村 哲治君	塚田 一郎君	姫井由美子君
佐藤 公治君	木庭健太郎君	武内 則男君	谷岡 郁子君
白浜 一良君	山口那津男君	大河原雅子君	相原久美子君
草川 昭三君	藤原 正司君	藤原 良信君	加賀谷 健君
谷 博之君	高橋 千秋君	足立 信也君	那谷屋正義君
増子 輝彦君	福山 哲郎君	津田弥太郎君	藤本 祐司君
櫻井 充君	小西 洋之君	主濱 了君	芝 博一君
石橋 通宏君	谷 亮子君	野上浩太郎君	柳澤 光美君
安井美沙子君	斎藤 嘉隆君	大塚 耕平君	松井 孝治君
小見山幸治君	田城 郁君	平野 達男君	止 泰弘君
西村まさみ君	徳永 エリ君	池口 修次君	神本美恵子君
吉川 沙織君	平山 誠君	山谷えり子君	山根 隆治君
外山 斎君	友近 聡朗君	柳田 稔君	岡崎トミ子君
梅村 聡君	平山 幸司君	田中 直紀君	前田 武志君
金子 恵美君	牧山ひろえ君	石井 一君	江田 五月君
川合 孝典君	徳永 久志君	中原 八一君	山東 昭子君
水戸 将史君	大島九州男君	藤川 政人君	長谷川 岳君
横峯 良郎君	轟木 利治君	三原しゅん子君	若林 健太君
蓮 舫君	広田 一君	熊谷 大君	高階恵美子君
藤末 健三君	尾立 源幸君	宇都 隆史君	大家 敏志君
川崎 稔君	前川 清成君	上野 通子君	岩井 茂樹君
大久保 勉君	白 眞勲君	古川 俊治君	西田 昌司君
沢口 元彦君	藤田 幸久君	丸山 和也君	牧野たかお君
一川 保夫君	森 ゆうこ君	森 まさこ君	山田 俊男君
水岡 俊一君	榎葉賀津也君		石井みどり君
岩本 司君	鈴木 寛君		磯崎 陽輔君

島尻安伊子君	義家 弘介君
石井 準一君	福岡 資麿君
佐藤ゆかり君	藤井 基之君
岡田 直樹君	岸 信夫君
北川イッセイ君	伊達 忠一君
小泉 昭男君	末松 信介君
中川 雅治君	宮沢 洋一君
関口 昌一君	山本 順三君
脇 雅史君	鈴木 政二君
岡田 広君	吉田 博美君
丸川 珠代君	川口 順子君
鴻池 祥肇君	中曾根弘文君
小坂 憲次君	世耕 弘成君
山本 一太君	溝手 顕正君
谷川 秀善君	渡辺 猛之君
中山 恭子君	上野ひろし君
田村 智子君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	荒井 広幸君
松田 公太君	山下 芳生君
青木 一彦君	赤石 清美君
舩添 要一君	小熊 慎司君
紙 智子君	片山さつき君
松下 新平君	水落 敏栄君
藤井 孝男君	片山虎之助君
桜内 文城君	大門実紀史君
中村 博彦君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松村 祥史君
猪口 邦子君	中西 健治君
柴田 巧君	井上 哲土君
松山 政司君	加治屋義人君
愛知 治郎君	有村 治子君
金子原二郎君	寺田 典城君
市田 忠義君	橋本 聖子君
松村 龍二君	衛藤 晟一君
山崎 力君	岩城 光英君
岸 宏一君	鶴保 庸介君
小野 次郎君	川田 龍平君
水野 賢一君	

国務大臣

総務大臣 片山 善博君
国務大臣 海江田万里君

議長の報告事項

去る七月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を東日本大震災復興特別委員会に付託した。

原子力損害賠償支援機構法案(閣法第八四号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会提出第百七十六回国会衆議院送付本院継続審査)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

同日本院は、衆議院回付の次の本院提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

障害者基本法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員熊谷大君提出東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問に対する答弁書(第二二二号)

参議院議員岩城光英君提出建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問に対する答弁書(第二二三号)

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問に対する答弁書(第二二三号)

参議院議員江口克彦君提出東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問に対する答弁書(第二三四号)

参議院議員横山信一君提出介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問に対する答弁書(第二三五号)

参議院議員佐藤正久君提出原発のストレステストに関する質問に対する答弁書(第二三六号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくگران高

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

大野 元裕君	轟木 利治君
難波 奨二君	藤田 幸久君
古川 俊治君	若林 健太君
浜田 昌良君	横山 信一君
片山虎之助君	藤井 孝男君
又市 征治君	吉田 忠智君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第二二二号)

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第一三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを総務委員会に付託した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを総務委員会に付託した。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案(閣法第八八号)

議長の報告事項 東日本大震災に伴う地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 原子力損害賠償支援機構法案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

歯科口腔保健の推進に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子力損害賠償支援機構法案(閣法第八四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

医薬部外品及び化粧品に係る副作用報告に関する質問主意書(川田龍平君提出(第三三八号))

東日本大震災の被災地における浄水機能の復旧等の災害復旧事業のあり方に関する質問主意書(秋野公造君提出(第三三九号))

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

歯科口腔保健の推進に関する法律

同日議長は、エーロ・ヘイナルオマ・フィンランド共和国国会議長より、同議長の議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受領した。

同日議長は、ホルヘ・アントニオ・オビエド・マット・パラグアイ共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

審査報告書

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年七月二十九日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 田中 直紀
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の延期の期限を、平成二十三年十二月三十一日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は、本法律案に当たり、関係地方公共団体の意向等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の所在の把握や不在者投票を円滑に実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

右決議する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年七月二十八日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内」を「平成二十三年十二月三十一日までの間」に改める。

第三条中「定める日」の下に「まで」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

原子力損害賠償支援機構法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二日

東日本大震災復興特別委員長 柳田 稔
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力損害の賠償に関する法律の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が同法の賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子力炉の運転に係る事業の円滑な運営の確保を図ることを目的とする法人として、原子力損害賠償支援機構を設立しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)(内閣及び経済産業省所管)に、原子力損害賠償支援機構出資金等として約二百八十億円が計上されている。

なお、予算総則において、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するために交付する国債並びに原子力損害賠償支援機構債及び原子力損害賠償支援機構の借入金に係る債務保証契約の限度額として、それぞれ二兆円が定められている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 原子力政策における国の関与及び責任の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束等に向けた措置を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。

二 本法はあくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。したがって、東京電力株式会社の経営者の責任及び株主その他の利害関係者の負担の在り方を含め、国民負担を最小化する観点から、東京電力株式会社との再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などの状況を見つつ、早期に検討すること。

三 本法附則第六条第二項に規定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する体制を整えること。

四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金の安易な引上げを回避する

とともに、電力供給システムのあり方について検討を行うなど、国民負担の最小化を図ること。

五 東京電力株式会社に対し、すべてのステークホルダーに対して必要な協力の要請を行うことを求めること。

六 今回の賠償の実施に当たっては、迅速かつ適切な紛争解決の仕組みを早急に構築すること。

七 本法附則第六条第一項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うとともに、その際賠償の仮払いの法定化についても検討すること。

八 国からの交付国債によつて原子力損害賠償支援機構が確保する資金は、原子力事業者が、原子力損害を賠償する目的のためにだけに使われること。

九 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期するため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。

十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成二十三年六月十四日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。

十一 本委員会は、本法附則第六条第一項の規定する「できるだけ早期には、一年を目途と、同条二項に規定する「早期には、二年を目途とする」と認識し、政府はその見直しを行うこと。

十二 東京電力株式会社による賠償金等の支払いが停滞することのないよう、本法施行後、早急に原子力損害賠償支援機構を発足させ、迅速な賠償金等の支払いに係る体制の整備構築に万全を期すること。

十三 機構及び政府は、機構の活動状況及び財務状況、特別資金援助を受ける原子力事業者の特別事業計画の実施状況等を国会に対して求めに応じ定期に報告し、機構運営の透明性を担保するとともに、国民負担の最小化や安易な電気料金値上げの回避に努めること。

十四 政府は、原子力事業者の株式や電力債の市場動向を注視して、機構と協力して原子力事業者を起因した金融市場の大きな混乱や金融システムの機能不全が発生することのないように努力すること。

十五 原子力損害賠償の特別事業計画の策定に当たっては、福島原子力発電所事故の収束がいまだ見えない中、長期的な視点に立つて、原子力事業者による被災地域の土地の買取りや放射性物質で汚染された土壌やがれき等の処理などの検討を含め、国の責任により迅速かつ適切な損害賠償の枠組みを構築するように万全を期すること。

右決議する。

原子力損害賠償支援機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年七月二十八日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

原子力損害賠償支援機構法案
原子力損害賠償支援機構法

(小字及び一は衆議院修正)

目次

第一章 総則(第一条 第七八)	
第二章 設立(第八九 第十二二)	
第三章 運営委員会(第十三三 第二十一二)	
第四章 役員等(第二十二三 第三十三四)	
第五章 業務	
第一節 業務の範囲等(第三十四五 第三十六六)	
第二節 負担金(第三十七八 第三十九九)	
第三節 資金援助	
第一款 通則(第四〇〇 第四四三)	
第二款 特別事業計画の認定等(第四四四 第四六六)	
第三款 特別資金援助に対する政府の援助(第四六七 第四九九)	
第四款 負担金の額の特例(第五〇〇 第五二五)	
第四節 損害賠償の円滑な実施に資するため の相談その他の業務(第五二六 第五五二)	
第六章 財務及び会計(第五五三 第六〇三)	
第七章 監督(第六〇四 第六二五)	
第八章 雑則(第六二六 第六九九)	
第九章 罰則(第七〇〇 第七六六)	
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 原子力損害賠償支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。)第三十二条の規定により原子力事業者(第三十七条第一項に規定する原子力事業者をいう。第三十六条において同じ。)が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七條第一項に規定する賠償措置額(第四十〇条第一項において単に「賠償措置額」という。)を超える原子力損害賠償法第二條第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。)が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことに、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等(第三十七条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

(法人格)

第三条 原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いてはならない。(登記)

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第九条 機構を設立するには、電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

第十条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三章 運営委員会

(設置)

第十四条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第十五条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成又は変更
- 三 予算及び資金計画の作成又は変更
- 四 決算
- 五 その他運営委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第十六条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十七条 委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、

委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第十八条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第十九条 運営委員会は、委員長又は第十五条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の秘密保持義務)

第二十条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の地位)

第二十一条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 役員等

(役員)

第二十二条 機構に、役員として理事長、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十四条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十五条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十七条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

の任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十八条各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第二十四条の規定の例により、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第二十八条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第二十九条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十一条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十条条及び第二十一条の規定

は、役員及び職員について準用する。

第五章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次節の規定による負担金の収納

二 第三節の規定による資金援助その他同節の規定による業務

三 第四節の規定による相談その他同節の規定による業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第三十五条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、負担金に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十六条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、原子力事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた原子力事業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第二節 負担金

(負担金の納付)

第三十七条 原子力事業者(次に掲げる者これらの者であつた者を含む)であつて、原子炉の運

3 機構は、負担金をその納期限までに納付しない原子力事業者があるときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。	2 前項の負担金は、当該事業年度の終了後三月以内に納付しなければならない。ただし、当該負担金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができ	二 実用再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十一年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。)に係る再処理(原子炉等規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。)を行うものとして政令で定めるものをいう。)に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者	転等(賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。)をしてい
4 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするとき	3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。	2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。	4 主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。
2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る事項を当該申込	四 事業及び収支に関する中期的な計画	7 主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額又は負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。	5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る事項を当該申込	四 事業及び収支に関する中期的な計画	二 当該原子力事業者が発行する株式の引受け	は、主務大臣の認可を受けなければならない。

みを行った原子力事業者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る決定を受けた原子力事業者の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転に係る事業の円滑な運営の確保を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、当該決定の変更を命ずることができる。

(資金援助の内容等の変更)

第四十二條 前条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定を受けた原子力事業者は、要賠償額の増加その他の事情により必要が生じた場合には、当該資金援助の内容又は額の変更の申込みをすることができる。

2 前項の申込みを行う原子力事業者は、機構に対し、第四十〇条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助の内容又は額の変更を行うかどうかを決定しなければならない。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(交付資金の返還)

第四十三條 機構は、資金交付を受けた原子力事業者の損害賠償の履行の状況に照らし、当該原子力事業者に対する当該資金交付の額から当該履行に充てられた額を控除した額の全部又は一部が、当該履行に充てられる見込みがなくなつたと認めるときは、その額を機構に対し納付す

ることを求めなければならない。

第二款 特別事業計画の認定等

(特別事業計画の認定)

第四十四條 機構は、第四十一條第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしようとする場合において、当該資金援助に係る資金交付に要する費用に充てらるため第四十七條第二項の規定による国債の交付を受ける必要があり、又はその必要が生ずることが見込まれるときは、運営委員会の議決を経て、当該資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営及び当該原子力事業者に対する資金援助に関する計画(以下「特別事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 特別事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第四十〇条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二 原子力事業者の経営の合理化のための方策

三 前号に掲げるもののほか、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策

四 原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

五 原子力事業者の経営責任の明確化のための方策

六 原子力事業者に対する資金援助の内容及び額

七 交付を希望する国債の額その他資金援助に

要する費用の財源に関する事項

八 その他主務省令で定める事項

3 機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた特別事業計画が次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の認定をすることができる。

一 当該原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が、当該原子力事業者が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認定に係る特別事業計画(以下「認定特別事業計画」という。)を公表するものとする。ただし、当該特別事業計画を提出した原子力事業者の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該原子力事業者の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項

については、この限りでない。

(認定特別事業計画の変更)

第四十五條 機構及び原子力事業者は、認定特別事業計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 機構は、前項の認定の申請をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 変更後の特別事業計画が前条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

二 損害賠償の実施の状況その他の事情に照らし、認定特別事業計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

(認定特別事業計画の履行の確保)

第四十六條 主務大臣は、第四十四條第一項の認定の日から次に掲げる条件の全てが満たされたと認めて主務大臣が告示する日まで(第三項及び第五十〇条第一項において「特別期間」という。)、認定特別事業計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。)の履行の確保のために必要があると認めるときは、第四十四條第一項の認定(前条第一項の認定を含む。第六十六條第二項において同じ。)を受けた原子力事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、認定特別事業計画の履行状況

につき報告を求め、又は必要な措置を命ずることができ。

一 認定事業者の損害賠償の履行の状況及び認定特別事業計画に基づく資金援助(以下「特別資金援助」という。)の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに次条第二項の規定による国債の交付を行う必要が生ずることがないと認められること。

二 次条第二項の規定により機構に交付された国債のうち第四十八条第二項の規定により償還を受けていないものが政府に返還されていること。

三 第五十六条第四項の規定により機構が国庫に納付した額の合計額が第四十八条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額に達していること。

2 主務大臣は、前項の規定により報告を求めた場合には、当該報告を公表することができる。

3 認定事業者が、当該認定に係る特別期間中に原子力事業者でなくなった場合には、当該原子力事業者でなくなった認定事業者は、当該特別期間中においては、引き続き原子力事業者であるものとみなして、この章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第三款 特別資金援助に対する政府の援助
(国債の交付)

第四十七条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額の範囲内において、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第四十八条 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしななければならない。

3 前項の規定による償還は、この法律の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。

4 前項に規定する勘定の負担は、特別の資金の設置及び当該資金の適切な受払いその他の当該勘定における資金の確保に必要な措置により円滑に行われなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規

定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第四十九条 機構は、第四十七条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、認定事業者の損害賠償の履行の状況及び特別資金援助の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生ずることがないと認めるときは、その償還されない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第四十七条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(資金の交付)

第五十、条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、第四十八条第二項の規定による国債の交付がされてもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

第四款 負担金の額の特例

第五十、条 認定事業者が、当該認定に係る特別期間内にその全部又は一部が含まれる機構の事業年度について納付すべき負担金の額は、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に特別負担金額(認定事業者に追加的に負担させることが相当な額として機

構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)を加算した額とする。

2 特別負担金額は、認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、認定事業者に対し、できるだけ高額の負担を求めるものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

3 機構は、特別負担金額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る特別負担金額を認定事業者に通知しなければならない。

第四節 損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務

(相談及び情報提供等)

第五十一条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

(資産の買取り)

第五十二条 機構は、資金援助を受けた原子力事業者からの申込みに基づき、当該資金援助に係

る原子力損害の賠償の履行に充てるための資金の確保に資するため、当該原子力事業者の保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の資産の買取りの申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

3 第四十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(機構による原子力損害の賠償の支払等)
第五十五条 機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による支払を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

3 機構は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第 一)の定めるところにより、同法第十五条に規定する主務大臣又は同法第八条第一項の規定により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事の委託を受けて、同法第三条第一項の規定による仮払金の支払に関する事務の一部(会計法(昭和二十一年法律第三十五号)に基づく支出の決定及び交付の事務を除く)を行うことができる。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第五十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第五十四条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

平成二十三年八月三日 参議院会議録第三十号

らない。
(財務諸表等)

第五十五条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第五十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十条第二号及び第三号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4 機構は、特別資金援助に係る資金交付を行った場合には、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十八条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余がある場合において、第四項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。

5 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び原子力損害賠償支援機構債)
第五十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は原子力損害賠償支援機構債(以下「機構債」という。)の発行、機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項

の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

4 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第五十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

(余剰金の運用)

第五十九条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金
三 その他主務省令で定める方法
(省令への委任)

第六十〇条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督

(監督)

第六十一條 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第六十二條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 雑則

(定款の変更)

第六十三條 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第六十四條 機構は、解散した場合において、そ

の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。
(政府による資金の交付)

第六十五條 政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子力の運転等に係る事業の出滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができ、(法人税の特例)

第六十六條 原子力事業者が第三十七條の規定に基づき機構の事業年度について機構の業務に要する費用に充てることとされる負担金を納付する場合においては、その納付する負担金の額は、当該事業年度終了の日の属する当該原子力事業者の事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。)の所得の金額又は連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。)の連結所得(同法第二十一条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次項において同じ。)の金額の計算

上、損金の額に算入する。

2 原子力事業者が第四十四條第一項の認定を受けたときは、その特別資金援助(第四十〇条第一項第一号に掲げる措置に限る。)による収益の額については、機構から交付を受けた資金の額を当該交付を受けた日の属する事業年度の所得の金額又は連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税の特例)

第六十七條 機構が第五十二條第一項の規定により特別資金援助に係る資金交付を受けた認定事業者から資産の買取りを行う場合における当該資産の買取りに伴う不動産の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買取り後三月以内に登記を受けるものに限る、登録免許税を課さない。

(主務省令への委任)

第六十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第六十九條 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

第九章 罰則

第七十條 第二十二條(第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 第四十六條第一項の規定による報告

をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十二條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條第二項(第四十二條第四項及び第五十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第六十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十三條 第三十六條第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第七十一條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十五條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第三十^五四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七^八条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第三十八^九条第七項、第四十一^四条第三項(第四十二^四条第四項及び第五十二^四条第三項)において準用する場合を含む。)又は第六十^四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第五十五^八条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

七 第五十九^六条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第七十六^九条 第五^六条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一^一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十五^八条第三項の規定は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二^二条 この法律の施行の際現にその名称中に原子力損害賠償支援機構という文字を用いている者については、第五^六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三^三条 第四十^一条の規定は、この法律の施行前に生じた原子力損害についても適用する。

2 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速

かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。

第四^四条 機構の最初の事業年度は、第五十三^六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第五^五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第五十四^七条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第六^六条 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「平成二十三年原子力事故」という。)の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、^{○電}電気供給に係る体制の整備を促す。

政策
実施の在り方についての検討を踏まえつつ、
原子力政策における国の責任
原子力損害の賠償の実施の状況、電気の安定供

平成二十三年八月三日 参議院会議録第三十号

原子力損害賠償支援機構法案

給その他の原子力炉の運転等に係る事業の運営の状況、経済金融情勢その他の事情を勘案し、原子力損害に係る政府の援助の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)
第七^七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七^七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二^二条の五第一項第五号中「委託者保護基金」の下に、「原子力損害賠償支援機構」を加える。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第八^八条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表国立大学法人の項の前に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号)

(所得税法の一部改正)

第九^九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十^十条 法人税法の一部を次のように改正する。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第十一^一条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第十二^二条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一国立大学法人の項の前に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正)

第十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十四条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「及び電源利用対策」を「電源利用対策及び原子力損害賠償支援対策」に改め、同条に次の一項を加える。

6 この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第 号。以下この節において「機構法」という。)の規定により行う原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ

二 原子力損害賠償支援機構に対する出資
第八十六条第二項中「又は電源開発促進勘定」を「電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定」に改める。

第八十七条中「及び電源開発促進勘定」を「電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

3 原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 原子力損害賠償支援資金からの受入金

ロ 原子力損害賠償支援資金から生ずる収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 借入金

ホ 証券の発行収入金

ヘ 機構法第五十六条第四項の規定による納付金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 原子力損害賠償支援資金への繰入金

ロ 第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 証券の償還金及び利子

ホ 一時借入金及び融通証券の利子

ヘ 証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

ト 原子力損害賠償支援機構への出資金

チ 事務取扱費

リ 附属諸費

第九十一条の次に次の二条を加える。

(一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費)

第九十一条の二 原子力損害賠償支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定

における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の利子に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九十一条の三 機構法第四十七条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(原子力損害賠償支援資金)

第九十二条の二 原子力損害賠償支援勘定に原子力損害賠償支援資金を置き、同勘定からの繰入金をもってこれに充てる。

2 前項の原子力損害賠償支援勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 原子力損害賠償支援資金は、第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ(第九十四条において「国債整理基金特別会計繰入れ」という。)を円滑に実施するために要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、原子力損害賠償支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

とができる。

4 原子力損害賠償支援資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、原子力損害賠償支援勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

第九十四条第三項中「前項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 原子力損害賠償支援勘定における借入金対象経費は、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用とする。

4 原子力損害賠償支援勘定において、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

5 原子力損害賠償支援勘定においては、翌年度における国債整理基金特別会計繰入れを円滑に実施するため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をし、又は一年内に償還すべき証券を発行することができる。

第九十五条第一項中「エネルギー需給勘定」の下に「及び原子力損害賠償支援勘定」を加える。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第十五条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一国立大学法人の項の前に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第

号)

投票者氏名

日程第一 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三五名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
行田 邦子君 興石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田城 郁君 田中 直紀君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 谷 亮子君
谷岡 郁子君 ツルギ マルセイ君

津田弥太郎君 辻 泰弘君
外山 斎君 徳水 エリ君
徳永 久志君 轟木 利治君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君
藤原 良信君 舟山 康江君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松浦 大悟君
松野 信夫君 水戸 将史君
水岡 俊一君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 安井美沙子君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山根 隆治君 横峯 良郎君
吉川 沙織君 米長 晴信君
蓮 舫君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤石 清美君
有村 治子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井みどり君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君

上野 通子君 衛藤 晟一君
大家 敏志君 岡田 直樹君
岡田 広君 加治屋義人君
片山さつき君 金子原二郎君
川口 順子君 岸 宏一君
岸 信夫君 北川イツセイ君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 山東 昭子君
島尻安伊子君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
中村 博彦君 二之湯 智君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三原じゅん子君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
森 まさこ君 山崎 力君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 義家 弘介君
若林 健太君 脇 雅史君
渡辺 猛之君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 加藤 修一君

反対者氏名

○名

日程第二 原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二四名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君
一川 保夫君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君

尾立 源幸君	大石 尚子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	金子 洋一君
神本美恵子君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	ツルギ マル子君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
外山 斎君	徳永 エリ君
徳永 久志君	轟木 利治君
友近 聡朗君	那谷屋正義君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
難波 奨二君	西村まさみ君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広野ただし君
福田 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君

牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松野 信夫君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤石 清美君
有村 治子君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井みどり君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君
大家 敏志君	岡田 直樹君
岡田 広君	加治屋義人君
片山さつき君	金子原二郎君
川口 順子君	岸 宏一君
岸 信夫君	北川イツセイ君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	山東 昭子君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
中村 博彦君	二之湯 智君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
橋本 聖子君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君

古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	三原じゅん子君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	森 まさこ君
山崎 力君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
山本 弘介君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	松 あきら君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
渡辺 孝男君	荒井 広幸君
片山虎之助君	中山 恭子君
藤井 孝男君	舩添 要一君
亀井亜紀子君	自見庄三郎君
森田 高君	尾辻 秀久君
長谷川大紋君	浜田 和幸君

反対者氏名

上野ひろし君	小野 慎司君
小野 次郎君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	田村 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君

二一名

東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問主意書

東日本大震災の津波により魚介類等が散乱した被災地においては、気温の上昇に伴い、ハエ及び蚊等の害虫が大量発生し、感染症の発生及びまん延が懸念されている。また、災害がれき仮置き場の周辺地域や避難所等においては害虫の侵入を防ぐために窓を開けられず、室温の調節もままならないことから、熱中症の発生のおそれも高まっている。こうした状況に際し、政府は害虫等対策に関する通知及び事務連絡を関係県及び市に発出しているところであるが、害虫は一向に減少していない。害虫駆除を一日も早く進め、感染症の発生を防止するとともに、避難所等の環境の改善を図ることは、被災地における喫緊の課題である。そこで以下のとおり質問する。

一 被災地における害虫の発生状況について、政府の把握しているところを示されたい。

二 今回の東日本大震災に際し、感染症予防事業費又は災害等廃棄物処理事業費により害虫等の駆除を行った件数について、それぞれ示されたい。

三 感染症の発生防止及び衛生環境の改善の観点

参議院議長 西岡 武夫殿 熊谷 大

福島みずほ君 又市 征治君
山内 徳信君 吉田 忠智君
糸数 慶子君

から、国がより積極的な害虫駆除対策を推進すべきであると考え、政府の見解を示された。

右質問する。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員熊谷大君提出東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、岩手県、宮城県及び福島県並びに財団法人日本環境衛生センター、社団法人日本ペストコントロール協会等から、災害廃棄物の仮置場、避難所周辺等において、津波により散乱した魚介類等に起因して、ハエ、蚊等の害虫が大量に発生しているとの情報を得ているところである。また、これら三県によると、岩手県大船渡市、陸前高田市及び大槌町、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、山元町、七ヶ浜町及び大和町並びに福島県いわき市において、避難所の入所者等から、大量に発生しているハエ、蚊等の駆除等の相談を受けているとのことである。

二について

お尋ねの件数については把握していない。

三について

政府としては、今後とも、被災地における害虫駆除対策を推進するため、関係府省が連携しつつ、災害等廃棄物処理事業、感染症予防事業、重点分野雇用創造事業等を活用し、害虫の駆除等を実施する地方自治体に対する財政支援

を行うとともに、避難所の入所者等に対して害虫の駆除等の方法の周知を行うなどしてまいりたい。

建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月十九日

参議院議長 西岡 武夫殿 岩城 光英

建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問主意書

本年五月十三日、「建設現場の足場からの墜落事故に関する再質問主意書（以下単に「再質問主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質一七七第一三七号。以下単に「答弁書」という。）を受領したところであるが、なお納得できない点があるのと、以下のとおり質問する。

一 答弁書の「二について」について

1 平成二十二年の墜落・転落災害による死亡事故件数の「百三十九件」（最終的には「百五十九件」）について、答弁書では、これまでの死亡災害件数の公表の仕方理由に、これを「至て「足場」からの墜落・転落による死亡災害の件数として考えることは適当ではない」とされている。しかし、当該質問の趣旨は、足場からの墜落防止措置の効果の検証ということからは、事業者の怠慢により「本来、足場が設置されていなければならないにもかかわらず足場が設置されていない」「高さ二メートル以上の高所からの墜落・転落災害について検証の対象にしなければならない」という科学的な分析とはいえないということである。このことについて改めて政府の見解を示されたい。

2 「死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について」と題する緊急要請において労働安全衛生規則（以下単に「規則」という。）第五百八条が引用されたことについて、答弁書では、「明らかに安衛則第五百八条違反の現場が多く、見逃すことができない状況にあることを物語っているのではないかと」の御指摘は当たらないとされている。

しかし、各労働局が毎年実施する建設現場一斉監督指導の結果、約半数の現場で労働安全衛生法違反があり、しかもその約半数が墜落防止措置違反である状況が何年も繰り返されていることは周知の事実である。

規則第五百八条では、第一項において高さが二メートル以上の高所で作業を行う場合は「作業床を設けなければならない」と義務付けられているが、第二項において「作業床を設けることが困難なときは、例外的に安全帯の使用等を認めるとされている。しかし、何を以て「困難」と判断するかは事業者に委ねられていることから、結局、作業床を設置せず安全帯の使用に逃れるという安易な道を事業者が選択させる結果となっている。これが墜落・転落による死亡災害を招く大きな原因となっていることは明らかである。

したがって、事業者が作業床を設けることができるにもかかわらず安易に安全帯に頼ることのないようにするため、同条第二項に規定する例外は、「技術的に作業床を設けることができない場合（例えば、現場が極めて狭隘な場所であるため丸太足場等に対応する場合）」にのみ認める方向で規則を改正すべきと考え、政府の見解を示されたい。

二 答弁書の「二について」について

「建設現場の足場からの墜落事故に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一七七第二一号）では、民間において「手すり先行工法」の

採用率が低いのは施工業者の判断に任せているからであるとされていたが、今回の答弁書では、労働安全衛生法第三条第一項に定められている事業者の責務を踏まえ、官民を問わず事業者に対し「手すり先行工法」の採用等について指導しているとされている。しかし、施工業者が事業者の責務を自覚し、厚生労働省が適正に指導しているならば、民間における「手すり先行工法」の採用率は高いはずである。なぜ、わく組足場における「手すり先行工法」の採用率は、僅か二十パーセントと低いのか、再度、政府の見解を示されたい。

また、国土交通省の直轄工事においては「手すり先行工法」が義務付けられており、それに基づく足場設置工事での墜落死亡事故はゼロという事実を踏まえると、「手すり先行工法」が如何に墜落・転落災害防止に効果的であるかが分かる。「手すり先行工法」の民間における低い採用率を考えると、もはや、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」「安全衛生部長通達」による指導には限界があり、直ちに規則を改正し、事業者が守るべき最低基準として「手すり先行工法」を義務化すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 答弁書の「三及び五について」について

答弁書では、再質問主意書の「三及び五」で提起した重要な問題、すなわち、①平成二十一年の墜落災害の中には「幅木」が設置されていない限り防止することができなかった事例があり、現行規則上は「幅木」の設置が義務付けられていないため墜落を防止できないこと、②「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」報告書（以下単に「報告書」という。）は、減少傾向にあった平成二十一年の墜落・転落災害について検証・評価したものであり、その結論をもつて急増に転じた平成二十二年の墜落・転落災害に適用することは納得できないことについて

て、全く答えていない。そればかりでなく、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」(安全衛生部長通達)の別添では確かに「改正省令の施行後三年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行う」と記されているが、その時点に至る前に「人命に係る大きな問題」が発生した場合には、この文言に縛られることなく前倒しで所要の改正を行うことが行政としての当然の責務と考える。

このように、正当な結論を出すに当たって考慮すべき重要な問題点を抱えながら、答弁書において「現時点においては、幅木の設置や「手すり先行工法」の採用の義務付け等の規則の強化を図るまでの必要はない」と断じられたことは納得できない。

したがって、平成二十二年に墜落・転落災害が急増に転じたことを踏まえ、「改正省令の施行後三年」といわず、直ちに「手すり先行工法」による二段手すりと「幅木」の設置を義務化するべきと考えるが、改めて政府の見解を示された。

四 答弁書の「四について」について

答弁書では、「親綱支柱を用いた安全帯取付設備の設置」が規則第五百六十四条第一項第四号に定める墜落防止措置に該当するとの解釈が示されたが、この作業は最上層で親綱支柱を立て親綱を張る作業となり、安全帯を使用することができない作業となることから墜落防止措置とはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。一方、「手すり先行工法」による手すり枠等の設置も同号に定める墜落防止措置に含まれるとの解釈は初めて示されたものであり、極めて重要であることから、規則を改正し、同号に明記すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、答弁書では、「墜落防止措置を全く実施していなかった」七十三件のうち、(略)五十

二件については、「手すり先行工法」による手すり枠等の設置略を実施していれば防ぐことができた可能性が高い」との判断が示され、これに加え、報告書でも、「手すり据置き方式や「手すり先行専用方式」について、「組立・解体時における最上層からの墜落・転落のみならず、通常作業時等における墜落・転落災害の防止にも効果が高い」との考えが示されたことは、「手すり先行工法」が墜落・転落災害防止の決め手であるとの認識が示されたことにほかならない。今後いたずらに墜落・転落災害を増やさないためには、「現時点においては、(略)規則の強化を図るまでの必要はない」とした答弁を撤回し、速やかに規則を改正して、「手すり先行工法」を義務付けるべきであると考ええるが、政府の見解を示されたい。

五 先行手すりわくへの安全帯の取付けに関する安全性について

報告書に掲載されている「組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害のうち、手すり先行工法を使用していた事案」中、安全帯を使用していなかったとして「不安全行動」を墜落原因にしている事案があるが、そのように分析する以上、先行手すりわくに安全帯を取り付けても大丈夫であるとの安全性は確保されていると考えてよいのか、政府の見解を示されたい。

六 「手すり先行工法」の義務化を躊躇する理由について

二から四まで、「手すり先行工法」を直ちに義務化すべきことについて、角度を変え、政府の見解を求めたが、これまでの答弁書からは、「手すり先行工法」の有効性について厚生労働省自身は認識しているとの印象が窺える。そうである以上、どうして厚生労働省は「手すり先行工法」の義務化に踏み切れないのか。これは人の命に関する問題である。「手すり先行工法」の

義務化を速やかに実現する必要がある。厚生労働省が躊躇する理由は何なのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員岩城光英君提出建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩城光英君提出建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの足場からの墜落防止措置の効果の検証については、足場が設置された状況での墜落・転落災害を対象として実施すべきものであり、その前提を異にする足場が設置されていない状況での墜落・転落災害を当該検証の対象とすることは適当でないと考ええる。

一の2について

お尋ねについては、「ビルの窓の清掃作業」、「立木の剪定作業」等、作業の場所、作業に要する時間等からみて、作業床を設置することが現実的ではないと考えられる場合もあることから、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という)第五百八条第二項に規定する「作業床を設けることが困難なとき」を御指摘の「技術的に作業床を設けることができない場合」のみに限定することは適当ではないと考える。

なお、御指摘の「本来、足場が設置されていなければならないにもかかわらず足場が設置されていない」建設現場については、事業者に対し、同条に基づき、足場を組み立てるなど、現

場の実情に応じた方法による作業床の設置を指導しているところである。

二について

厚生労働省としては、公共工事においては、発注時の仕様書により、足場の設置が必要な工事について、「手すり先行工法」の使用が指定されることが多いのに対し、民間工事においては、一般に、工法の指定がなされず、施工業者が現場の実態に応じ、工法を選択していることから、公共工事と比較して民間工事における「手すり先行工法」の採用率が低くなっているが、規則に基づく措置の履行確保はもとより、現場の実態に応じたより安全性の高い措置の実施についても指導を行ってきた結果として、民間工事においても、約二十パーセントの現場において、「手すり先行工法」が採用されているものと考ええる。なお、「手すり先行工法」が採用されていない現場においても、規則第五百六十四条第一項第四号に基づき、現場の実態に応じた墜落防止措置を講じることにより、墜落事故を防止することができると考える。

また、「手すり先行工法」の義務化については、先の答弁書(平成二十三年五月十三日内閣参質一七七第一三七号)の三及び五について述べたとおりである。

三について

厚生労働省においては、現在、平成二十二年に発生した足場からの墜落・転落災害について、負傷災害を含めたデータの分析を行っているところであり、その結果も踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずることとしている。

なお、御指摘の報告書は、平成二十一年ではなく、平成二十一年度に発生した足場からの墜落・転落災害を対象として評価・検証を行った結果を取りまとめたものである。また、「平成二十二年に墜落・転落災害が急増に転じた」との御指摘については、平成二十二年に墜落・転

落による死亡災害が前年と比較して増加した主たる要因は、「手すり先行工法」を採用することのできない「つり足場」からの墜落・転落の増加によるものであることから、都道府県労働局及び関係団体に対し、「建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について」(平成二十二年六月二十九日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長事務連絡)を发出し、「つり足場」の組立て等の際における規則第五百六十四条第一項第四号に基づく墜落防止措置の遵守徹底等を図っているところである。

四及び六について

御指摘の「親綱支柱を用いた安全帯取付設備」の設置については、例えば、最上層に上る前に親綱支柱をあらかじめ取り付け、親綱を設置することなどにより、労働者が足場の最上層に上った際に安全帯取付設備がある状態にするという方法を採れば、規則第五百六十四条第一項第四号に定める墜落防止措置に該当すると考えらる。

厚生労働省としては、お尋ねの「手すり先行工法」による手すり枠等の設置については、規則第五百六十四条第一項第四号に定める墜落防止措置に含まれるものとして、「手すり先行工法」に関するガイドラインについて(平成二十一年四月二十四日付け基発第〇四二四〇〇一号厚生労働省労働基準局長通達。以下「ガイドライン」という。)を示し、その普及に努めているところであり、現時点において、「手すり先行工法」による手すり枠等の設置について、同号に明記することは考えていない。

厚生労働省としては、「手すり先行工法」については、先の答弁書(平成二十三年五月十三日内閣参質一七七第一三七号)の三及び五について述べたとおり、本年一月に同省の「足場か

らの墜落防止措置の効果検証・評価検討会が取りまとめた報告書を踏まえ、現時点においては、その義務化は必要ないと考えているものである。

五について

厚生労働省としては、ガイドラインにおいて、手すり枠を安全帯取付設備として使用する場合においては、「必要な強度を有していることを確認すること」としているところであり、このことが確認された場合には、手すり枠を安全帯取付設備として使用しても差し支えないこととしている。

なお、御指摘の「報告書に掲載されている」組立・解体時における足場の最上層からの墜落・転落災害のうち、手すり先行工法を使用していた事案中、安全帯を使用していなかったとして「不安全行動」を墜落原因にしている事案については、「安全帯」を使用しなかったことに加え、足場から身を乗り出して部材を手渡すという行動があったことから、不安全行動があったと評価されたものである。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月二十日

参議院議長 西岡 武夫殿 小熊 慎司

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問主意書

福島県においては、東日本大震災及びそれに伴

平成二十三年八月三日 参議院会議録第三十号

質問主意書及び答弁書

う原子力災害によって、住居が決まっていないう民が多いことや、所在確認後の居所の変更により市町村において居所を把握できなくなる住民も出てきていること、さらには、住民の一時帰宅や原子力損害賠償の相対対応等市町村の事務が膨大となつてきていることから、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」(以下「臨時特例法」という。)で定める選挙期日の延期期限の平成二十三年九月十二日まで選挙を適切に行うことは困難であり、更なる延長が必要と考える。また、全住民が避難している市町村等の選挙では、住民に対する十分な周知が必要であるとともに、投票方法が主として不在者投票となることから、臨時特例法で定める選挙期日の告示日から選挙期日までの期間では選挙を行うことは困難であると考えらる。

一及び二について

御指摘の「選挙期日の延期期限の更なる延長」及び「告示日から選挙期日までの期間を市町村の実情に合わせて確保できる措置」については、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を平成二十三年十二月三十一日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日を現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようになることを内容とする衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案が、現在、国会において審議されているところであり、政府として見解を示すことは差し控えたい。なお、政府としては、関係地方公共団体において、遠隔地等に避難している住民の選挙への参加の確保その他選挙を適正に行うことができる環境ができる限り早期に整うよう、十分な支援を行ってまいりたい。

一 選挙期日の延期期限の更なる延長に当たつては、短期の延長を繰り返すことは避けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 遠隔地等に避難している住民の選挙への参加が確保できるよう、告示日から選挙期日までの期間を市町村の実情に合わせて確保できる措置の検討が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月二十九日

参議院議長 西岡 武夫殿 菅 直人

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小熊慎司君提出東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問に対する答弁書

御指摘の「選挙期日の延期期限の更なる延長」及び「告示日から選挙期日までの期間を市町村の実情に合わせて確保できる措置」については、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を平成二十三年十二月三十一日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日を現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようになることを内容とする衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案が、現在、国会において審議されているところであり、政府として見解を示すことは差し控えたい。なお、政府としては、関係地方公共団体において、遠隔地等に避難している住民の選挙への参加の確保その他選挙を適正に行うことができる環境ができる限り早期に整うよう、十分な支援を行ってまいりたい。

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月二十日

参議院議長 西岡 武夫殿 江口 克彦

参議院議員西岡 武夫殿

東日本大震災における台湾の支援に対する
総理メッセージ及び被災した台湾留学生へ
の支援に関する再質問主意書

私が提出した「東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書」に対する「答弁書」(内閣参質一七七第二二七号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、なお不明な点について以下のとおり質問する。

一 台湾における謝意広告については、多額の義援金を寄付してくれた台湾に感謝の気持ちを伝えるため、民間の有志がツイッターで呼びかけ、広告費を募った上で、本年五月に台湾二社の新聞紙に掲載したとの報道がなされている。

一方、前回答弁書の「二」については、在外公館等から海外メディアに対する働きかけの結果、「台湾を含む六十七か国・地域で二百紙を超える新聞において、同様の謝意広告が掲載された」と答弁しているが、在外公館等が台湾メディアに対し具体的にどのように働きかけを行い、具体的にどの新聞に掲載されたのか明らかにされたい。あわせて、前回答弁書の「一」について「言うところの台湾における謝意広告は、前述の民間有志による謝意広告とは別のものか、明らかにされたい。」

二 前回答弁書の「三」については、「台湾は国家ではない」との理由で「台湾からの留学生は『支援の対象から外されている』という事実はない」と答弁しているが、「台湾は国家ではない」という以外の理由で、台湾からの留学生が支援の対象から外された事例の有無について明らかにされたい。あわせて、台湾からの留学生と日本と国交のある国の国籍を有する留学生との間で、「東日本大震災に伴う外国人留学生への追加的支援」について、その内容に差が生じていないのか、明らかにされたい。

三 前回答弁書の「三」については、台湾からの留学生が「台湾は国家ではない」との理由で、文部科学省が行う東日本大震災に関する外国人留学生への支援の対象から外されているとの台湾における報道は事実に基づかないものと答弁しているが、そのような事実に基づかない報道によつて、これまでの台湾との良好な関係に悪影響が出るとすれば、ゆゆしき事態である。当該報道に関し、政府として誤解を解くための対応を行ったのか明らかにされたい。また、対応をとっていないのであれば、今後適切な対応をとるべきと考えるが、政府の方針を示されたい。右質問する。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員江口克彦君提出東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問に対する答弁書

一 について

台湾においては、財団法人交流協会(以下「協会」という。)が、先の答弁書(平成二十三年七月十九日内閣参質一七七第二二七号。以下「前回答弁書」という。)について述べた管内閣総理大臣から全世界に対し謝意を伝える新聞広告を中国語に翻訳し、台湾の報道機関に情報提供して働きかけを行った結果、本年四月十一日に、聯合報、中国時報、自由時報、りんご日報等において、この謝意広告の掲載や、記事の中

での謝意広告の内容の紹介が行われたところであり、これらは、「民間の有志の取組によるものではない。」

二 について

台湾は国家ではないとの理由で台湾からの留学生が支援の対象から外されているという事実はないことは前回答弁書三について述べたとおりである。また、台湾からの留学生については、従前より、それ以外の外国人留学生と同様、成績その他の必要な要件を満たす者を支援の対象としておき、こうした要件を満たさない場合を除き、「台湾は国家ではない」という以外の理由で支援の対象から外した事例もない。

独立行政法人日本学生支援機構による外国人留学生の支援については、台湾からの留学生もそれ以外の外国人留学生も、同一の基準の下で実施しており、東日本大震災に伴う追加的支援についても同様である。

また、台湾からの留学生を対象として協会が実施する支援については、台湾以外からの外国人留学生を対象として文部科学省が実施する国費外国人留学生制度に準じて行っており、支援対象は相手国・地域におけるニーズ等を調査した上でそれぞれの国・地域ごとに定められているが、個々の留学生に対する奨学金の支給要件や支給額は、同じ基準を採用している。協会による支援については、台湾側との調整により、従来から大学院生のみを対象としてきており、このため東日本大震災に伴う追加的支援においても、大学院生のみを対象としてきたところであるが、台湾におけるニーズ等に鑑み、本年七月十四日から、大学の学部生を対象に追加募集を行っているとある。

三 について

御指摘の報道については、協会において、本

年七月六日に、当該報道を行った台湾の報道機関に対し、正確な事実に基づいた報道を求める書簡を送付するとともに、協会のホームページを通じ、正確な事実関係について広報したところである。また、文部科学省において、本件に関する正確な事実関係について、同月二十三日及び二十四日に台湾で開催された「日本留学フェア」等の機会に改めて説明を行ったところである。

介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問主意書

平成二十三年七月二十一日

横山 信一
参議院議長 西岡 武夫殿

介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問主意書

平成二十三年六月十五日、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、介護職員等によるたんの吸引等の実施が法律上認められることとなった。

他方、糖尿病のインスリン注射については、本人及び家族による実施は認められているものの、医療行為であるとして介護職員等が行うことは認められていない。しかし、特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設においては看護師が常駐しておらず、インスリン注射を始め医療ニーズの高い入所者が増える中、看護師が入所者の状態に応じて一日に複数回のインスリン注射を行うのは困難となっている。昨年には、自分でインスリン注射を打てない入所者に長年にわたり介護職員が無資格で注射を行っていたケアホームの事例

が報道され、社会問題化した。さらに、今日独居老人は五百万人を超えている。今後高齢化の進展により認知症等により自己注射が困難な高齢者が増大することが見込まれ、施設のみならず在宅においても、高齢者が安心して、安全なインスリン注射を受けることができる体制整備が求められている。こうした状況を踏まえ、以下のとおり質問する。

一 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条における「喀痰吸引その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの」として厚生労働省令で定めるものについて、何を予定しているか。現時点での方針及び将来的にインスリン注射が対象となる可能性について示されたい。

二 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成二十二年六月二十九日閣議決定)及び「介護・看護人材の確保と活用について」(平成二十二年九月二十六日総理指示)において、介護職員等が実施できるよう検討することとされた「たんの吸引や経管栄養等」の「等」は何を指すのか、具体的に示されたい。

三 厚生労働省の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の中間まとめ(平成二十二年十二月十三日)では、「まずは、たんの吸引及び経管栄養を対象として制度化を行うが、将来的な拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする」とされている。今後、インスリン注射についても、一定の資格や研修を前提に介護職員等が実施できるよう対象を拡大していく考えはあるか。

右質問する。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員横山信一君提出介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横山信一君提出介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問に対する答弁書

及び三について

お尋ねの厚生労働省令で定めるものについては、現時点では、御指摘の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、一定の範囲の喀痰吸引及び経管栄養の措置とすることを考えている。

将来的にこの行為の範囲の議論が必要となった場合については、関係者との議論も行った上での慎重な検討が必要になると考えている。

二について

お尋ねの「たんの吸引や経管栄養等」は、介護現場等において必要とされる行為であつて、医行為に該当するものとして検討すべき内容を指しており、喀痰吸引と経管栄養の措置を代表的な行為として例示したものであつて、「等」について個別具体的な行為を想定したものではない。

原発のストレステストに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月二十一日

佐藤 正久

参議院議長 西岡 武夫殿

原発のストレステストに関する質問主意書

原発のストレステストに関し、経済産業省原子力安全・保安院は、地震、津波、電源喪失、最終的な熱の逃し場(最終ヒートシンク)喪失の四事象について、どこまで安全性に余裕があるかを電力会社などにおいて検討するよう定めた実施計画案を原子力安全委員会に提出した。同委員会が同実施計画が承認された後、原子力安全・保安院は電力会社などに指示するとされている。

また、政府のストレステストに関する統一見解では「欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続き、ルールに基づく安全評価を実施する」と明言している。

EUでは既に、福島原発事故を受けて、想定以上の地震や津波が起きたときの原発設備への影響、自然災害、航空機墜落、テロ攻撃などあらゆる脅威が原因となつて複合的に起こりうる安全機能の喪失の影響等について検証するストレステストを実施していると承知している。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 この度、実施が予定されているストレステストには、航空機墜落、テロ攻撃などを想定した検証が含まれているのか。

二 一においてテロ攻撃などを想定した検証が含まれている場合、どのような形態のテロ攻撃をイメージしているのか。

三 一においてテロ攻撃などを想定した検証が含まれている場合、対テロ作戦を任務とする警察庁及び防衛省等からの意見聴取等を行う考えはあるか。

右質問する。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員佐藤正久君提出原発のストレステストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出原発のストレステストに関する質問に対する答弁書

から三までについて

経済産業省原子力安全・保安院が平成二十三年七月二十一日に内閣府原子力安全委員会に報告し、了承を得た「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」において、航空機の墜落及びテロ攻撃は評価対象とする事象に含まれていない。

明治三十五年三月十一日
郵便物認可日

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二五円 (本体 〇円)